

高知県宿泊施設等省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧												
高知県宿泊施設等省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱	高知県宿泊施設等省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱												
第1条～第17条（略）	第1条～第17条（略）												
附則	附則												
1（略）	1（略）												
2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号及び第6号、第11条から第12条まで並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号及び第6号、第11条から第12条まで並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。												
<u>附則</u>													
<u>この要綱は令和5年9月8日より施行する。</u>													
別表第1（第2条関係）（略）	別表第1（第3条関係）（略）												
別表第2（第2条関係）（略）	別表第2（第5条、第6条関係）（略）												
別表第3（第3条関係）（略）	別表第3（第3条関係）（略）												
別表第4（第4条関係）	別表第4（第4条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 （1）照明設備（LED照明設備等） （2）冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース及び製氷機） （3）給湯器</td> <td>補助対象経費の3分の2以内</td> <td>100万円以内 ただし、下限 <u>10万円</u>とする。</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	補助限度額	以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 （1）照明設備（LED照明設備等） （2）冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース及び製氷機） （3）給湯器	補助対象経費の3分の2以内	100万円以内 ただし、下限 <u>10万円</u> とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 （1）照明設備（LED照明設備等） （2）冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース及び製氷機） （3）給湯器</td> <td>補助対象経費の3分の2以内</td> <td>100万円以内 ただし、下限 <u>30万円</u>とする。</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	補助限度額	以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 （1）照明設備（LED照明設備等） （2）冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース及び製氷機） （3）給湯器	補助対象経費の3分の2以内	100万円以内 ただし、下限 <u>30万円</u> とする。
補助対象経費	補助率	補助限度額											
以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 （1）照明設備（LED照明設備等） （2）冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース及び製氷機） （3）給湯器	補助対象経費の3分の2以内	100万円以内 ただし、下限 <u>10万円</u> とする。											
補助対象経費	補助率	補助限度額											
以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 （1）照明設備（LED照明設備等） （2）冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース及び製氷機） （3）給湯器	補助対象経費の3分の2以内	100万円以内 ただし、下限 <u>30万円</u> とする。											

別表第5（第6条、第7条、第12条関係）（略）

別記第1号様式（略）

別紙1

別紙1

事業計画書

1 申請者の概要

事業者名			
所在地			
種別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	業種	<input type="checkbox"/> 宿泊事業者 <input type="checkbox"/> 観光事業者 <input type="checkbox"/> 体験事業者
設立年月日	代表者名		
電話番号	FAX 番号		
担当者氏名			
事業概要※1			
資本金額	千円	常時使用する従業員数 ※2	人

※1 実施している宿泊事業、観光事業、体験事業の内容を記載してください。

※2 労働基準法第20条の規定に基づく[予め解雇の予告を必要とする者]を記入してください。

2 売上高または営業利益額の状況

年次比較：原則 ※売上高又は営業利益額のどちらかを記入してください。

○原油価格・物価高騰等以降

自：年 月 日	至：年 月 日
売上高◎（円）	営業利益額①（円）

・法人の場合は2022年（令和4年）4月30日以降に事業年度の終了の日を迎える事業年度の売上高が該当します。

・個人事業主の場合は2022年（令和4年）分（2022年1月～2022年12月）の売上高が該当します。

○原油価格・物価高騰等以前

自：年 月 日	至：年 月 日
売上高◎（円）	営業利益額①（円）

・法人の場合は2019年（平成31年）1月から2021（令和3年）年12月の間に含まれる事業年度の売上高が該当します。

・個人事業主の場合は2019年（令和元年）分、2020年（令和2年）分、2021（令和3年）年分のいずれかの売上高が該当します。

売上高減少率（%）	◎	営業利益額減少（%）	①
$(\text{㉑}-\text{㉒})/\text{㉒}$		$(\text{㉓}-\text{㉔})/\text{㉓}$	

※申請には原油価格・物価高騰等以降と原油・物価高騰以前とを比較して、売上高減少率（◎）が5%以上又は営業利益額減少率（①）が7.5%以上である必要があります。

別表第5（第6条、第7条、第12条関係）（略）

別記第1号様式（略）

別紙1

別紙1

事業計画書

1 申請者の概要

事業者名			
所在地			
種別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	主たる業種	<input type="checkbox"/> 宿泊事業者 <input type="checkbox"/> 観光事業者 <input type="checkbox"/> 体験事業者
設立年月日	代表者名		
電話番号	FAX 番号		
担当者氏名			
事業概要※1			
資本金額	千円	常時使用する従業員数 ※2	人

※1 実施している宿泊事業、観光事業、体験事業の内容を記載してください。

※2 労働基準法第20条の規定に基づく[予め解雇の予告を必要とする者]を記入してください。

2 売上高または営業利益額の状況

年次比較：原則 ※売上高又は営業利益額のどちらかを記入してください。

○原油価格・物価高騰等以降

自：年 月 日	至：年 月 日
売上高◎（円）	営業利益額①（円）

・法人の場合は2022年（令和4年）4月30日以降に事業年度の終了の日を迎える事業年度の売上高が該当します。

・個人事業主の場合は2022年（令和4年）分（2022年1月～2022年12月）の売上高が該当します。

○原油価格・物価高騰等以前

自：年 月 日	至：年 月 日
売上高◎（円）	営業利益額①（円）

・法人の場合は2019年（平成31年）1月から2021（令和3年）年12月の間に含まれる事業年度の売上高が該当します。

・個人事業主の場合は2019年（令和元年）分、2020年（令和2年）分、2021（令和3年）年分のいずれかの売上高が該当します。

売上高減少率（%）	◎	営業利益額減少（%）	①
$(\text{㉕}-\text{㉖})/\text{㉕}$		$(\text{㉗}-\text{㉘})/\text{㉗}$	

※申請には原油価格・物価高騰等以降と原油・物価高騰以前とを比較して、売上高減少率（◎）が5%以上又は営業利益額減少率（①）が7.5%以上である必要があります。

月次比較の場合 ※売上高又は営業利益額のどちらかを記入してください。

※年次比較で売上高減少率が5%以上又は営業利益額減少率が7.5%以上に該当しなかった場合は、月次比較での比較も可能です。

○原油価格・物価高騰等以降

	年 月	年 月	年 月	合計
売上高 (円)				㉑
営業利益額 (円)				㉒

・2022年(令和4年)1月以降の連続する12月のうち任意の3月を記載。

○原油価格・物価高騰等以前

	年 月	年 月	年 月	合計
売上高 (円)				㉓
営業利益額 (円)				㉔

・2019年(平成31年)1月～2021年(令和3年)12月までの間の、原油価格・物価高騰等以降で記載した同月を記載。

売上高減少率 (%) (㉑-㉒)/㉑	㉕	営業利益額減少率 (%) (㉓-㉔)/㉔	㉖
-----------------------	---	----------------------------	---

※申請には原油価格・物価高騰等以降と原油物価高騰以前とを比較して、売上高減少率(㉑)が5%又は営業利益額減少率(㉒)が7.5%以上である必要があります。

3 補助事業の内容

補助金を活用した更新する設備・機器の概要

(記載例：客室(10室)と廊下に設置している蛍光灯照明をLED照明に更新する。また、客室用の冷蔵庫(10台)を高効率の冷蔵庫(10台)更新することによって、省エネルギーの推進を図る。)

4 本事業による省エネ効果について

月次比較の場合 ※売上高又は営業利益額のどちらかを記入してください。

※年次比較で売上高減少率が5%以上又は営業利益額減少率が7.5%以上に該当しなかった場合は、月次比較での比較も可能です。

○原油価格・物価高騰等以降

	年 月	年 月	年 月	合計
売上高 (円)				㉑
営業利益額 (円)				㉒

・2022年(令和4年)1月以降の連続する12月のうち任意の3月を記載。

○原油価格・物価高騰等以前

	年 月	年 月	年 月	合計
売上高 (円)				㉓
営業利益額 (円)				㉔

・2019年(平成31年)1月～2021年(令和3年)12月までの間の、原油価格・物価高騰等以降で記載した同月を記載。

売上高減少率 (%) (㉑-㉒)/㉑	㉕	営業利益額減少率 (%) (㉓-㉔)/㉔	㉖
-----------------------	---	----------------------------	---

※申請には原油価格・物価高騰等以降と原油物価高騰以前とを比較して、売上高減少率(㉑)が5%又は営業利益額減少率(㉒)が7.5%以上である必要があります。

3 補助事業の内容

補助金を活用した更新する設備・機器の概要

(記載例：客室(10室)と廊下に設置している蛍光灯照明をLED照明に更新する。また、客室用の冷蔵庫(10台)を高効率の冷蔵庫(10台)更新することによって、省エネルギーの推進を図る。)

4 本事業による省エネ効果について

(1) 既存設備・機器

No.	設備・機器の名称 (型番・型式)	数	エネルギー消費量合計 (エネルギー消費量比較証明(E))
1			
2			
3			
合計 (①)			

(2) 更新(導入予定)設備・機器

No.	設備・機器の名称 (型番・型式)	数	エネルギー消費量合計 (エネルギー消費量比較証明(F))	補助対象経費(円) (税抜:設置費等も含む)
1				
2				
3				
エネルギー消費量合計 ②				
補助対象経費の合計額 ③				
エネルギー削減量 (①-②) ④				

省エネ効果 (④÷①) × 100 %

※ 小数点3位を四捨五入して記載してください。省エネ効果が10%未満の場合は申請できません。
※ 既存設備と更新設備で供給源が異なる場合 (ガスから電気へ変更等) はそれぞれ算出してください。

5 補助申請額

事業に要する経費 (円) (税込)	補助対象経費の合計額 (円) (税抜)	補助金交付申請額 (円) ※補助対象経費の2/3以内 (千円未満切捨) ※上限100万円、上限10万円

別紙2～別紙5 (略)

第2号様式～第5号様式 (略)

(1) 既存設備・機器

No.	設備・機器の名称 (型番・型式)	数	エネルギー消費量合計 (エネルギー消費量比較証明(E))
1			
2			
3			
合計 (①)			

(2) 更新(導入予定)設備・機器

No.	設備・機器の名称 (型番・型式)	数	エネルギー消費量合計 (エネルギー消費量比較証明(F))	補助対象経費(円) (税抜:設置費等も含む)
1				
2				
3				
エネルギー消費量合計 ②				
補助対象経費の合計額 ③				
エネルギー削減量 (①-②) ④				

省エネ効果 (④÷①) × 100 %

※ 小数点3位を四捨五入して記載してください。省エネ効果が10%未満の場合は申請できません。
※ 既存設備と更新設備で供給源が異なる場合 (ガスから電気へ変更等) はそれぞれ算出してください。

5 補助申請額

事業に要する経費 (円) (税込)	補助対象経費の合計額 (円) (税抜)	補助金交付申請額 (円) ※補助対象経費の2/3以内 (千円未満切捨) ※上限100万円、上限30万円

別紙2～別紙5 (略)

第2号様式～第5号様式 (略)